

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月18日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ジー・コミュニケーション
【届出者の住所又は所在地】	名古屋市北区萩野通一丁目8番地1
【最寄りの連絡場所】	名古屋市北区萩野通一丁目8番地1
【電話番号】	(052)912-0885
【事務連絡者氏名】	取締役グループ管理本部長 稲角 好宣
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社ジー・コミュニケーション (名古屋市北区萩野通一丁目8番地1) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社ジー・コミュニケーションをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジー・テイストをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社ジー・テイスト

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1)普通株式

(2)新株予約権

平成21年8月1日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)

(3)新株予約権付社債

平成21年8月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)

3 【買付け等の目的】

(1)本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)32,960,017株(対象者が平成25年2月14日に提出した第54期第3四半期報告書(以下「対象者第54期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数74,364,376株に対する所有割合にして44.32%(小数点以下第三位四捨五入))を所有する対象者の親会社であるところ、後記(2)のとおり、公開買付者は、公開買付者及びその子会社(以下「公開買付者グループ」といいます。)のスポンサーとして、株式会社神戸物産(以下「神戸物産」といいます。)を選定し、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、後記(2)イ記載の内容を含むスポンサー契約(以下「本スポンサー契約」といいます。)を締結致しました。本スポンサー契約に基づいて行われる後記(2)ウ記載の公開買付者による第三者割当及び本株式交換(後記にて定義します。)を通じて、株式会社クックイノベンチャー(以下「クックイノベンチャー」といいます。なお、クックイノベンチャーは、株式会社クックイノベンチャー役員持株会と神戸物産が資金を拠出している会社であり、その議決権比率はそれぞれ81.1%と18.9%です。またその役員は、公開買付者グループ側から派遣された取締役4名並びに神戸物産側から派遣された取締役1名及び監査役1名により構成されます。)は、最終的に公開買付者株式の100%を取得し、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となります。他方で、公開買付者は、上場会社である対象者の発行済株式の44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であるため、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には対象者の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられます。そのため、後記(2)のとおり、公開買付者は、公開買付規制の趣旨及び金融庁による「株券等の公開買付けに関するQ&A」(以下「金融庁Q&A」といいます。)に鑑み、公開買付者100%子会社化手続(後記(2)イにて定義します。)と併せて、対象者の株主の皆様に対して、公開買付者が保有する対象者株式の1株当たり評価額30.6円(小数点以下第二位四捨五入。以下「本対象者株式1株当たり評価額」といいます。)と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者は、対象者の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定致しました。なお、本公開買付けにおいては、前記公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)に上限を設定しておらず、また、下限についても設定しておりません。

但し、後記のとおり、対象者株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債のいずれについても、本公開買付けにおける買付け等の価格は、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であるところ、対象者株式については、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の対象者株式の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード(以下「JASDAQ市場」といいます。)における普通取引終値41円に対して24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円(小数点以下四捨五入)に対して27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円(小数点以下四捨五入)に対して20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円(小数点以下四捨五入)に対して13.89%(小数点以下第三位四捨五入)、本書提出日の前営業日である平成25年2月15日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値40円に対して22.50%(小数点以下第三位四捨五入)と大幅にディスカウントした価格(31円)となること、本新株予約権については、買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については、額面金額(15,000,000円)から70.7%(小数点以下第二位四捨五入)ディスカウントした価格(4,399,241円)となることから、公開買付者としては、これらの普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債のいずれについても、本公開買付けに対して多数の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

また、対象者によれば、対象者取締役会は本公開買付けに関して対象者の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、平成25年2月15日付で、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、対象者株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

(2) 上場子会社である対象者に対する本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

対象者及び公開買付者の概要

対象者は、昭和34年11月に設立された、仙台平祿、とりあえず吾平を中心とする多業態の直営及びFC展開事業等を営む会社であり、公開買付者はその発行済株式総数の44.32%を所有する、対象者の親会社です。

一方、公開買付者は、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、公開買付者グループは、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んで参りました。

公開買付者グループにおけるスポンサー選定手続の概要

ア スポンサー選定の経緯

平成24年8月31日、公開買付者の発行済株式の約51%を所有し公開買付者の親会社であった株式会社フーディーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加え、その他の公開買付者の主要な株主のうち、発行済株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、公開買付者の株式の処分如何によって、議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。さらに、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼しており、金融債権者においても、公開買付者の株主関係の整理・安定の実現が最大の関心事となっております。

以上の経緯から、公開買付者の株式については、早急にその処理を行う必要があり、またスポンサーが公開買付者の株式の全てを取得して、新たに公開買付者グループの事業経営の主体となり、かつ、公開買付者グループの金融負債についても、早期に整理・正常化が可能であることが必要となっております。

そこで公開買付者は、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、公開買付者グループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、神戸物産を含む11社が応札致しました。公開買付者は、各社からの提案内容、特に公開買付者の既存株主からの株式取得価格(その評価の適切性を含む。)、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性(資金調達の実現性を含む。)を総合的に検討した結果、神戸物産が提示した公開買付者の既存株主からの株式取得価格の優位性・妥当性・資金調達可能性、公開買付者株式の100%取得に関するスキームの適切性・実現可能性に加え、同社の提示した支援のパッケージは、公開買付者グループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることを神戸物産が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社と公開買付者グループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、神戸物産が公開買付者グループのスポンサーとして最もふさわしく、神戸物産の支援のもとで、公開買付者グループにおける事業の抜本的改革を実行し、また公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、公開買付者グループの事業を推進していくことが、公開買付者グループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。

そこで、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、後記イ記載の内容を含む本スポンサー契約を締結致しました。

イ 本スポンサー契約の概要

本スポンサー契約の概要は、以下のとおりです。

- (ア) 公開買付者とその株主関係の整理・安定化を図ること並びに公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図ることを、神戸物産が支援すること
- (イ) 上記(ア)の支援の一貫として、クックイノベンチャーに対し、公開買付者が発行済株式総数に対する所有割合にして68.18%(小数点以下第三位四捨五入)に当たる普通株式を発行し、その後に行われるクックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換を通じて、公開買付者がクックイノベンチャーの100%子会社となること(一連の手続を併せて以下「公開買付者100%子会社化手続」といいます。)
- (ウ) 上記(イ)の公開買付者100%子会社化手続の実施に当たり、法令等により必要とされる場合には、公開買付者は、その上場子会社である対象者、株式会社さかい(以下「さかい」といいます。)及び株式会社ジー・ネットワークス(以下「ジー・ネットワークス」といいます。)の株券等に対する公開買付けを行うよう努めることの確認
- (エ) 公開買付者グループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化し、またスポンサーである神戸物産との関係を強化する観点から、公開買付者が、対象者、さかい及びジー・ネットワークスをして神戸物産に対する新株予約権付社債を発行させること

ウ 本スポンサー契約に基づく公開買付者並びに公開買付者の上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスによる本件取引の実施

本スポンサー契約の内容を踏まえ、公開買付者並びに上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスは、以下の手続(これらの手続を併せて以下「本件取引」といいます。)を実施し又は実施する予定です。

(ア) 公開買付者による普通株式の発行

公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年1月31日付で、以下に記載の内容で、公開買付者の普通株式30,531,250株を発行する第三者割当の実施を決定致しました。

発行新株式数	: 30,531,250株
払込金額の総額	: 30億625円(1株につき98.26円)
払込期間	: 平成25年2月15日から同月28日

クックイノベンチャーから同年2月14日付で申込みが実施されたことを受け、公開買付者は同月14日付で、クックイノベンチャーに対し、割当ての通知を行いました。クックイノベンチャーから同月15日付で払込みが実施されたことから、公開買付者は、クックイノベンチャーに対して同日付で普通株式30,531,250株を発行致しました。これにより、クックイノベンチャーは公開買付者の普通株式30,531,250株(公開買付者の発行済株式総数44,780,250株に対する所有割合にして68.18%(小数点以下第三位四捨五入))を所有する、公開買付者の親会社となりました。

(イ) 現金対価株式交換

また、同じく公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年2月15日付で、平成25年3月19日を効力発生日とし、クックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することとし、クックイノベンチャーとの間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結致しました。なお、本株式交換の対価については、普通株式100株につき、金9,826円の割合をもって金銭(1円未満の端数切り捨て)を交付します。本株式交換の効力が生じると、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となります。

(ウ) 公開買付者による対象者、さかい及びジー・ネットワークスに対する公開買付けの実施

公開買付者は、後記 記載のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株券等に対する公開買付けを行うことを決定致しました。各公開買付けの詳細については後記及び(7)をご参照下さい。

(エ) 対象者及び上場子会社2社による新株予約権付社債の発行

さらに、前記イ(エ)に記載のとおり、神戸物産による公開買付者グループ支援の一貫として、公開買付者の上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスは、本スポンサー契約に基づき、平成25年2月15日付で、神戸物産に対してそれぞれの新株予約権付社債を発行する第三者割当の実行を決定し、それぞれ同日付で有価証券届出書を提出致しました。当該新株予約権付社債の発行の詳細については、当該各有価証券届出書並びに対象者、さかい及びジー・ネットワークスがそれぞれ平成25年2月15日付で開示している「第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

対象者の当該第三者割当による当該新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は34,285,713株であり、対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数74,364,376株に対して最大で46.11%(小数点以下第三位四捨五入)の希薄化が生じる可能性があります。

本公開買付けの実施

ア 本公開買付けを実施する理由

以上のとおり、神戸物産及び公開買付者は、本スポンサー契約において、公開買付者100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者株式の100%を取得することで合意致しましたが、他方で、前記のとおり、公開買付者は上場会社である対象者の発行済株式の44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であることから、公開買付者100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には対象者の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられます。

そこで、公開買付者は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者から対象者に対する買付予定数の上限を定めず本公開買付けを実施することと致しました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数に下限も設定しません。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

イ 本公開買付けにおける買付け等の価格

(ア) 普通株式の買付け等の価格

本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する対象者株式1株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としております。

すなわち、前記のクックイノベンチャーによる公開買付者の普通株式1株当たりの引受価額(1株当たり98.26円)は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき、神戸物産による公開買付者が保有する対象者及び他の上場子会社2社の株式の評価額を含めた公開買付者株式の評価額を第三者割当増資前の公開買付者の発行済株式総数で除した金額98.26円(以下「公開買付者株式1株当たり評価額」といいます。)と同額としております。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式1株に対して交付する対価の額(普通株式100株につき金9,826円)は、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。なお、公開買付者は、買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

神戸物産によれば、公開買付者株式1株当たり評価額は、平成24年9月30日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数(公開買付者の自己株式の数を除く。)で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する対象者株式については1株当たり約30.6円(小数点以下第二位四捨五入)、さかいの株式については1株当たり約61.9円(小数点以下第二位四捨五入)、ジー・ネットワークスの株式については1株当たり約61.4円(小数点以下第二位四捨五入)と評価しているとのことです。

神戸物産によれば、対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株式の評価については、原則として各社の株式の市場価格をその評価の基準とした上で、公開買付者が保有する各株式数の各社発行済株式総数に対する比率の高さ及び市場需給とのバランスを踏まえると、上場株式である対象者、ジー・ネットワークス及びさかいの株式については、その処分方法が限定され、また必要となる手続コストや売却機会コストを考慮する必要があること、前記のとおり、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社において、現在、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状態にあること及び公開買付者が上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債について保証を行っていることも踏まえると、公開買付者及び上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債全体の一体的な整理・正常化を行う必要があり、それに伴い、処分の時期が限定され、早期処理の必要性があること等の事情を総合的に考慮し、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの、JASDAQ市場又は株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証市場第二部」といいます。)における各社株式の終値単純平均の85%として算定したとのことです。

以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は1株当たり31円と致しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値41円に対して24.39%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円（小数点以下四捨五入）に対して27.91%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円（小数点以下四捨五入）に対して20.51%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円（小数点以下四捨五入）に対して13.89%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月15日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値40円に対して22.50%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした金額となります。

(イ) 本新株予約権の買付け等の価格

本新株予約権については、対象者の使用人に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者を退職したときに限り権利行使できるとの条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、対象者取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使用することができないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個当たり1円と致しました。

(ウ) 本新株予約権付社債の買付け等の価格

本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける買付け等の価格31円に、額面金額である15,000,000円を、本新株予約権付社債の転換価額である105.7円で除して算出される数値(141911(小数点以下切り捨て))を乗じた金額である4,399,241円(小数点以下切り捨て)を、本新株予約権付社債1個当たりの買付け等の価格と致しました。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け及び公開買付者100%子会社化手続の完了後において、神戸物産とも協議の上、公開買付者グループの再編等も視野に入れた公開買付者グループ事業の抜本的改革を実行し、また、公開買付者グループ各社の既存借入れのリファイナンスを含めた金融負債の早期の整理・正常化を図ることも想定しております。但し、当該方針は、公開買付者100%子会社化手続完了後のビジネス環境、各子会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があり、現時点で確定している事実はございません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、対象者が公開買付者の子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下及びのような措置を実施しているとのことです。また、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、に記載のとおり、他の買付者からの買付機会を確保するための措置を講じております。

対象者における独立した社外役員による少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成25年2月2日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係のない対象者の社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所(以下「大証」といいます。)に独立役員として届出をしている小松正美氏に対し、(a)本公開買付けの目的が公正なものといえるか、(b)本公開買付けの諸条件の公正性は確保されているか、(c)本公開買付けについて、対象者の取締役会が本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを決議することは妥当か、(d)本公開買付けについて中立の立場をとることを含む当該決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問したとのことです。

対象者によれば、小松氏は、前記諮問事項について、本公開買付けの目的(公開買付者が本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、その他の本公開買付けの諸条件、本公開買付けを含む本件取引により見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等、その他本公開買付けの背景等について説明を受けるとともに、本公開買付けに対して対象者取締役会の行う意見表明等に関する決議について検討を行ったとのことです。

対象者によれば、小松氏は、本件諮問事項について慎重に検討した結果、平成25年2月14日に、対象者に対し、(a)本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的は公正である、(b)本公開買付けに係る手続は公正であり、本公開買付けのその他の諸条件は公正である、もっとも(c)本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、対象者株式については平成25年2月14日のJASDAQ市場における対象者株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、対象者として本公開買付けについて中立の立場をとるべきである、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募は株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねるべきである、(d)対象者のプレスリリースを含む本公開買付けに関する各開示書類において、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであること並びに本公開買付けを含む本件取引の全体像を明らかにすることにより、少数株主の利益に配慮しようとしていること等、本公開買付け及び本公開買付けに対する対象者取締役会の行う意見表明等においては、公正な手続・開示を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていることも踏まえると、本公開買付けについて中立の立場をとることを含む前記決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるとする意見書を提出したとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は本公開買付けに関して対象者の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、平成25年2月15日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役6名中、出席取締役3名)の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、対象者株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、対象者として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち公開買付者の代表取締役を兼任している杉本英雄氏並びに取締役を兼任している川上一郎氏及び稲角好宣氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。

対象者によれば、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名)は、いずれも対象者の取締役会が「本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者の監査役のうち、公開買付者の監査役を兼務している佐藤加代子氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と対象者は、対抗買付者が出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、現在、JASDAQ市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大証の定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、上場廃止後は、対象者株式をJASDAQ市場において取引することができなくなります。但し、前記のとおり、本公開買付けは、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行うものであり、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

(5) 対象者の株券等の追加取得の有無

公開買付者は、今後、神戸物産との間で、対象者の株券等の保有状況も含め、公開買付者グループ全体の在り方について検討していくことを想定しておりますが、本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定はありません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

(7) その他

本公開買付けは、前記のとおり公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて行うものであることから、公開買付者は、本公開買付けの開始と同時に、現在公開買付者の他の上場子会社であるさかい及びジー・ネットワークスの発行する普通株式についても、公開買付期間を平成25年2月18日から同年3月15日までの20営業日とする公開買付けを、それぞれ実施することと致しました。各公開買付けの詳細については、本日付で公開買付者が提出した、さかい及びジー・ネットワークスの普通株式に対する各公開買付届出書に記載のとおりです。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月18日(月曜日)から平成25年3月15日(金曜日)まで(20営業日)
公告日	平成25年2月18日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載致します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年4月1日(月)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 株式会社ジー・コミュニケーション

名古屋市北区萩野通一丁目8番地1

(052)912-0885

取締役グループ管理本部長 稲角 好宣

確認受付時間 平日午前10時から午後5時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金31円
新株予約権証券	第1回新株予約権 1個につき金1円
新株予約権付社債券	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 1個につき4,399,241円
株券等信託受益証券()	-
株券等預託証券()	-
算定の基礎	<p>(1)普通株式</p> <p>本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する対象者株式1株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としております。</p> <p>すなわち、クックイノベーションによる公開買付者の普通株式1株当たりの引受価額(1株当たり98.26円)は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式1株に対して交付する対価の額(普通株式100株につき金9,826円)は、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。なお、公開買付者は、買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>神戸物産によれば、公開買付者株式1株当たり評価額は、平成24年9月30日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数(公開買付者の自己株式の数を除く。)で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する対象者株式については1株当たり約30.6円(小数点以下第二位四捨五入)、さかいの株式については1株当たり約61.9円(小数点以下第二位四捨五入)、ジー・ネットワークスの株式については1株当たり約61.4円(小数点以下第二位四捨五入)と評価しているとのことです。</p> <p>神戸物産によれば、対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株式の評価については、原則として各社の株式の市場価格をその評価の基準とした上で、公開買付者が保有する各株式数の各社発行済株式総数に対する比率の高さ及び市場需給とのバランスを踏まえると、上場株式である対象者、ジー・ネットワークス及びさかいの株式については、その処分方法が限定され、また必要となる手続コストや売却機会コストを考慮する必要があり、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社において、現在、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状態にあること及び公開買付者が上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債について保証を行っていることも踏まえると、公開買付者及び上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債全体の一体的な整理・正常化を行う必要があり、それに伴い、処分の時期が限定され、早期処理の必要性があること等の事情を総合的に考慮し、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの、JASDAQ市場又は東証市場第二部における各社株式の終値単純平均の85%として算定したとのことです。</p>

	<p>以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は1株当たり31円と致しました。</p> <p>なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値41円に対して24.39% (小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円 (小数点以下四捨五入) に対して27.91% (小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円 (小数点以下四捨五入) に対して20.51% (小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円 (小数点以下四捨五入) に対して13.89% (小数点以下第三位四捨五入) のディスカウントをした金額となります。</p> <p>また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月15日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値40円に対して22.50% (小数点以下第三位四捨五入) のディスカウントをした金額となります。</p> <p>(2)本新株予約権</p> <p>本新株予約権については、対象者の使用人に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者を退職したときに限り権利行使できるとの条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び当該譲渡制限により公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行行使することができないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と致しました。</p> <p>(3)本新株予約権付社債</p> <p>本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける買付け等の価格31円に、額面金額である15,000,000円を、本新株予約権付社債の転換価額である105.7円で除して算出される数値(141911(小数点以下切り捨て))を乗じた金額である4,399,241円(小数点以下切り捨て)を、本新株予約権付社債1個当たりの買付け等の価格と致しました。</p>
算定の経緯	<p>(買付け等の価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、公開買付者グループのスポンサーとして、神戸物産を選定し、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、本スポンサー契約を締結致しました。本スポンサー契約に基づいて行われる公開買付者による第三者割当及び本株式交換を通じて、クックイノベンチャーは、最終的に公開買付者株式の100%を取得し、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となります。他方で、公開買付者は上場会社である対象者の発行済株式の44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であるため、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には対象者の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられます。そのため、公開買付者は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者は、対象者の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決定致しました。</p> <p>(1)普通株式</p> <p>本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する対象者株式1株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としております。</p> <p>すなわち、クックイノベンチャーによる公開買付者の普通株式1株当たりの引受価額(1株当たり98.26円)は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式1株に対して交付する対価の額(普通株式100株につき金9,826円)は、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。なお、公開買付者は、買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。</p>

神戸物産によれば、公開買付者株式1株当たり評価額は、平成24年9月30日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数(公開買付者の自己株式の数を除く。)で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する対象者株式については1株当たり約30.6円(小数点以下第二位四捨五入)、さかいの株式については1株当たり約61.9円(小数点以下第二位四捨五入)、ジー・ネットワークスの株式については1株当たり約61.4円(小数点以下第二位四捨五入)と評価しているとのことです。

以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は1株当たり31円と致しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値41円に対して24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円(小数点以下四捨五入)に対して27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円(小数点以下四捨五入)に対して20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円(小数点以下四捨五入)に対して13.89%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。

また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月15日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値40円に対して22.50%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。

(2)本新株予約権

本新株予約権については、対象者の使用人に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者を退職したときに限り権利行使できるとの条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び当該譲渡制限により公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行することができないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個当たり1円と致しました。

(3)本新株予約権付社債

本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける買付け等の価格31円に、額面金額である15,000,000円を、本新株予約権付社債の転換価額である105.7円で除して算出される数値(141911(小数点以下切り捨て))を乗じた金額である4,399,241円(小数点以下切り捨て)を、本新株予約権付社債1個当たりの買付け等の価格と致しました。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,532,403(株)	-	-

- (注1) 本公開買付けでは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である44,532,403株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(74,364,376株)に、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された本新株予約権の行使により発行される可能性のある平成24年3月31日時点の対象者普通株式の最大数(7,500株、対象者によれば、その後平成24年12月31日までの間に当該数に変動はないとのことです。)及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式の最大数(3,122,043株、対象者によります。なお、対象者によれば、平成24年12月31日における本新株予約権付社債に付された新株予約権の数は、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された23個から、22個に減少しているとのことです。)を加えた数から、対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数(1,499株)、公開買付者が所有する届出日現在の対象者の普通株式数(32,960,017株)を控除した株式数(44,532,403株)になります。
- (注4) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	445,324
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	31,295
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在)(個)(d)	329,600
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在)(個)(g)	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	742,681
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	57.47
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) × 100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,532,403株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日時点の本新株予約権の目的となる対象者普通株式の数(7,500株、対象者によれば、その後平成24年12月31日までの間に当該数に変動はないとのことです。)に係る議決権の数(75個)及び第53期有価証券報告書に記載された本新株予約権付社債に付されている新株予約権の目的となる対象者普通株式の数(3,122,043株、対象者によります。なお、対象者によれば、平成24年12月31日における本新株予約権付社債に付された新株予約権の数は、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された23個から、22個に減少しているとのことです。)に係る議決権の数(31,220個)の合計数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、対象者及び特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(74,364,376株)から対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式数(1,499株)を控除した株式数(74,362,877株)に係る議決権の数(743,628個)に、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された本新株予約権の行使により発行される可能性のある平成24年3月31日時点の対象者普通株式の最大数(7,500株、対象者によれば、その後平成24年12月31日までの間に当該数に変動はないとのことです。)に係る議決権の数(75個)及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の数(22個、対象者によれば、平成24年12月31日における本新株予約権付社債に付された新株予約権の数は、対象者が平成24年6月28日に提出した第53期有価証券報告書に記載された23個から、22個に減少しているとのことです。)に本新株予約権付社債の額面金額15,000,000円を乗じて、本書提出日現在において有効な転換価額である105.7円で除した数の合計数(3,122,043株、小数点以下切り捨て)に係る議決権の数(31,220個)の合計数である31,295個を加えた数(774,923個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株式の取得につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは、対象者株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(以下「排除措置命令の事前通知」といいます。同法第49条第5項。)、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成25年1月28日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付をもって受理されており、同年2月6日付で公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領しております。また、公開買付者は、同日付で、独占禁止法第10条第8項ただし書に基づき公正取引委員会より30日の禁止期間を9日に短縮する旨の禁止期間の通知を受けたため、取得禁止期間は平成25年2月6日の経過をもって終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年2月6日

(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第75号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

公経企第76号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

アルパース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

公開買付代理人の本店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい、なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません、

株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募を予定する株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意下さい、また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります、(注1)(注2)

本新株予約権の応募の受付に当たっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」、「新株予約権原簿の記載事項に関する証明書」及び「新株予約権名義書換請求書」をご提出下さい、

本新株予約権付社債の応募の受付に当たっては、「公開買付応募申込書」とともに、新株予約権付社債権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」、「新株予約権付社債原簿の記載事項に関する証明書」及び「新株予約権付社債名義書換請求書」をご提出下さい、

外国の居住者である株主(法人株主を含みます、以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい、(常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)

個人株主の場合、買い付けられた対象者株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります、(注3)

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します、

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されま

す、

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当る担当者」についても本人確認書類が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人 : 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等
本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人 : 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等
本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主 : 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。なお、税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、公開買付代理人に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

アルパース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

アルパース証券株式会社 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,380,272,012
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	2,000,000
その他(c)	1,640,000
合計(a) + (b) + (c)	1,383,912,012

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける各株券等に係る買付代金(各株式等の数(普通株式41,402,860株、本新株予約権50個、本新株予約権付社債22個)に買付け等の価格(普通株式1株当たり31円、本新株予約権1個当たり1円、本新株予約権付社債1個当たり4,399,241円)を乗じた金額)の合計額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	1,401,846
計(a)	1,401,846

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,401,846千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

アルバース証券株式会社

東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号

(2) 【決済の開始日】

平成25年3月21日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年4月4日(木)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。応募株券については、応募が行われた時の応募株主等の振替口座における記録の状態に戻します。(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替る場合は、その旨を指示して下さい。)新株予約権及び新株予約権付社債については、その応募に際して提出された書類(前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」及び に記載した書類)を応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)への郵送により返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
平成8年1月	有限会社がんばる学園を設立
平成8年10月	FC1号店開校(現：美合校)
平成9年6月	株式会社がんばる学園を設立/資本金1,000万円 本社移転(愛知県名古屋)
平成10年10月	有限会社がんばる学園大阪(大阪府和泉市)を設立(100%子会社)
平成10年12月	有限会社がんばる学園東京(東京都多摩市)を設立(100%子会社)
平成11年7月	資本金増資2,500万円へ
平成11年9月	大阪本部移転(大阪市都島区) 資本金増資3,000万円へ
平成11年11月	東京本部移転(東京都杉並区)
平成12年4月	「がんばる学園」の校舎数が200校を突破
平成12年6月	社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員に登録
平成12年8月	東京本部ビル取得及び移転(東京都中野区) 大正浪漫「高粋舎」1号店開店(愛知県岡崎市)
平成12年9月	「株式会社がんばる学園」から「株式会社ジー・コミュニケーション」へ社名変更
平成12年10月	資本金増資5,000万円へ
平成13年3月	本社ビル新築及び移転(名古屋市北区黒川本通)
平成13年4月	子会社を全て合併/本社南館を取得
平成13年11月	「ITTO個別指導学院」1号校開校(東京都世田谷区)
平成14年4月	資本金を1億2,735万円に増資
平成14年5月	ワラント債権利行使/資本金を2億8,885万円に増資 大阪支社移転(大阪府豊中市) 長野県白馬村に保養所・研修所施設取得
平成14年10月	高粋舎20店舗突破
平成14年11月	愛知県西尾市に「小樽食堂」1号店を開店
平成14年12月	有限会社ジーコム九州を設立(100%子会社)
平成15年1月	ジーコム上海有限公司を設立(100%子会社)
平成15年2月	愛知県豊橋市に「GLOVER'S CAFE」1号店開店

年月	概要
平成15年3月	<p>愛知県刈谷市に「SABI庵」1号店開店</p> <p>名古屋市西区に「中国大倉庫」1号店開店</p> <p>ブックオフ西尾店を営業譲渡により取得</p> <p>有限会社ジーコム九州より株式会社ジーコム九州へ変更</p>
平成15年6月	「株式会社ジー・エデュケーション」を設立(100%子会社)
平成15年8月	「株式会社ジーコム静岡」を設立(50%出資)
平成15年9月	<p>「株式会社ジーコムコリア」を設立(100%子会社)</p> <p>「上海高粋舎日式料理店有限公司」を設立(100%子会社)</p> <p>「上海小樽食堂日式料理店有限公司」を設立(100%子会社)</p>
平成15年11月	中華人民共和国上海市に高粋舎海外1号店開店「高粋舎上海華亭店」
平成15年12月	韓国ソウル市に高粋舎1号店開店「高粋舎仁寺洞店」
平成16年1月	株式会社ジーコム九州より株式会社ジーコム西日本へ商号変更(本社:神戸市)
平成16年2月	愛知県春日井市にYUTORIRO1号店を開店
平成16年5月	<p>大阪オフィス移転(兵庫県神戸市)</p> <p>株式会社鈴庄の株式を取得</p> <p>「株式会社ジー・フード」を設立(95%子会社)</p>
平成16年6月	<p>「株式会社ジー・スタイル」を設立(100%子会社)</p> <p>株式会社鈴庄を「株式会社えん屋」に商号変更(100%子会社)</p> <p>東京オフィス移転(東京都杉並区)</p> <p>「株式会社ジーコム東日本」を設立(100%子会社)</p>
平成16年7月	中国大倉庫が楽天市場に出店
平成16年8月	<p>株式会社鈴の屋の株式を取得</p> <p>「株式会社ジーコム東京」を設立(50%出資)</p>
平成16年9月	沖縄県那覇市に沖縄純粋探求居酒屋「美ら風」1号店開店
平成16年10月	<p>名古屋市東区に創作丼処「とじ屋」1号店開店</p> <p>「株式会社サンモリッツ」を設立</p>
平成16年11月	<p>GCOMグループ総店舗数500店突破</p> <p>愛知県岡崎市に九州酒菜厨房信天翁FC1号店を開店</p> <p>東京都立川市にえん屋FC1号店を開店</p>
平成16年12月	営業譲渡により沖縄県内5店舗取得
平成17年1月	株式会社キャッツの株式を取得
平成17年2月	外食店舗100店突破

年月	概要
平成17年4月	<p>銀座オフィスを開設</p> <p>株式会社サンウェイの株式を取得</p> <p>愛知県蒲郡市にデザイナーズ建売住宅「Gポリス」の販売開始</p> <p>建設業免許取得</p> <p>校舎500校突破</p>
平成17年5月	<p>株式会社サンモリッツを株式会社キャッツへ統合</p>
平成17年6月	<p>株式会社ジー・スタイルと株式会社鈴の屋を株式会社ジー・フードへ統合</p> <p>株式会社サンウェイと株式会社えん屋、株式会社ジーコム東日本の外食部門統合</p> <p>株式会社ジーコム東日本と株式会社ジーコム西日本の教育部門を株式会社ジー・エデュケーションに統合</p> <p>株式会社ジーコム西日本から株式会社サザン・イート・アイランドに商号変更</p>
平成17年7月	<p>平禄株式会社(JASDAQ:2694)を連結子会社化</p>
平成17年8月	<p>「とりあえず吾平」事業の子会社平禄による譲受</p>
平成17年9月	<p>株式会社パオ(東証二部:7474)との株式譲渡契約及び事業提携契約の締結</p>
平成17年10月	<p>平禄株式会社から株式会社ジー・テイストに商号変更</p>
平成17年12月	<p>グループ全体店舗(校舎)数、1000店舗突破</p>
平成18年1月	<p>株式会社パオ(東証二部:7474)への第三者割当増資の引受(割当後38.4%取得、持分法適用子会社)</p>
平成18年2月	<p>資本金を18億5,821万円に増資</p>
平成18年3月	<p>株式会社ハーシーズ株式を取得</p> <p>株式会社キューズファクトリーの株式を取得</p> <p>常楽酒造株式会社の株式を取得</p>
平成18年4月	<p>株式会社パオ(東証二部:7474)への第三者割当増資の引受(割当後52.3%を取得、連結子会社化)</p> <p>伊豆の高級温泉旅館「玉峰館」の土地・建物・営業権の譲受</p>
平成18年6月	<p>株式会社モンタポーを株式交換により完全子会社化</p> <p>株式会社キューズファクトリーズを株式会社ジー・フードへ統合</p>
平成18年8月	<p>株式会社イー・シーの全発行株式を株式会社ジー・エデュケーションで譲受</p>
平成18年9月	<p>株式会社オーズ・インターナショナルより「おむらいす亭」等事業を株式会社パオで事業譲受契約を締結</p>
平成18年10月	<p>グループ全体店舗(校舎)数、1600店舗突破</p> <p>株式会社江戸沢(東証2部:7428)を連結子会社化</p> <p>福岡支店を設立</p> <p>株式会社ラフィストより全7店舗の営業権を譲受</p>
平成18年11月	<p>中部ロワイヤルグループの全発行済株式を株式会社モンタポーで譲受</p> <p>株式会社基八中部の全発行株式を株式会社ジー・フードで譲受</p>
平成19年1月	<p>株式会社サザン・イート・アイランドを株式会社パオへ統合</p>

年月	概要
平成19年2月	株式会社江戸沢から株式会社グローバルアクトへ商号変更
平成19年3月	株式会社レストランボスゲートウェイから株式会社ジーコムシステムソリューションに商号を変更 資本金を27億8,626万円に増資
平成19年4月	クラージュ株式会社を株式会社グローバルアクトへ統合
平成19年5月	株式会社焼肉屋さかい(JASDAQ : 7622)を連結子会社化(株式51.46%取得) 株式会社ダイニング企画を株式会社グローバルアクトへ統合
平成19年6月	株式会社イー・シーを株式会社ジー・エデュケーションへ統合
平成19年7月	株式会社バオから株式会社ジー・ネットワークスに商号を変更 株式会社バオの本店所在地を山口県山陽小野田市から兵庫県神戸市に移転
平成19年8月	株式会社モンタポーと株式会社キャッツを合併、新社名「株式会社スイートスタイル」へ
平成19年9月	株式会社焼肉屋さかいの本店所在地を東京都千代田区から愛知県名古屋(黒川ビル)に移転
平成19年11月	NOVA事業「駅前留学、お茶の間留学、NOVA KIDS」を株式会社ジー・エデュケーションで譲受
平成19年12月	株式会社Tパートナーの株式を取得 株式会社ジーコムシステムソリューションから株式会社ギンガシステムソリューションに商号を変更
平成20年1月	株式会社ジー・ハーモニー設立 「塾NOVA」開始 資本金を34億733万円に増資
平成20年3月	資本金を36億9,888万円に増資
平成20年4月	株式会社グローバルアクト、ジーコムプロデュース株式会社より外食事業を譲受 「NOVA」FC展開開始
平成20年5月	名古屋市名駅二丁目に「北のジーコム。」「熊本人吉常楽酒造」1号店を開店
平成20年6月	「中国大倉庫」ショップ展開開始
平成20年7月	学校型SNS「be-ba」始動
平成20年9月	株式会社ジー・コミュニケーション、株式会社ベンチャー・リンク社と業務提携の基本合意締結 資本金を37億5,401万円に増資
平成20年10月	名古屋市千種区、愛知県春日井に「しゃぶしゃぶすきやきさかい」1号店を開店 「中国大倉庫」、「店舗創造倉庫」としてリニューアルオープン
平成20年10月	名古屋市北区に「牛井屋さかい」1号店を開店
平成21年1月	岐阜県多治見市に「とんかつ豚家」1号店を開店
平成21年8月	株式会社焼肉屋さかいから株式会社さかいに商号を変更 株式会社グローバルアクトを株式会社ジー・テイストへ統合
平成21年7月	株式会社ノーウェア設立

年月	概要
平成21年10月	愛知県一宮市に「デイサービスセンター なご家」1拠点目をオープン 高齢者介護事業を開始
平成21年12月	「あんにょん」等の商標等の譲受
平成22年4月	ジオス事業を株式会社ジー・エデュケーションで譲受
平成22年5月	株式会社ジー・コミュニケーション、フードインクルーフ株式会社を連結子会社化(株式100%取得)
平成22年7月	GEOS Language Centre Pte Ltd.を子会社化 GEOS Language Centre, Hong Kong Ltd.を子会社化 GEOS Consulting Company Ltd.を子会社化 GEOS Language Centre (Thailand) Co., Ltd.を子会社化
平成25年2月	資本金を52億5,401万円に増資

【会社の目的及び事業の内容】

ア 会社の目的

1. フランチャイズチェーンシステムによる教育産業に係る各種教室の加盟店募集及び加盟店の指導育成並びに直営教室の経営
2. フランチャイズチェーンシステムによる外食産業に係る各種店舗の加盟店の募集及び加盟店の指導育成並びに直営店の経営
3. 経営コンサルタント業務及びその育成事業
4. 外食産業
5. 寿司の販売及び販売指導
6. 水産物、魚介類の輸出入、加工、保管及び販売
7. 酒類、清涼飲料水、乳製品類、調味料、食料品類の製造卸売並びに販売
8. 調理食台及び調理設備機具の賃貸及び販売
9. 弁当の製造販売並びにケータリングサービス
10. 玩具、菓子類、各種パン、調理食品の企画製造及び販売
11. 飲食業用原材料及び製品の製造、販売
12. 飲食業用機械器具の販売
13. ソフトウェアの開発、販売
14. コンピューター及び周辺機器の開発並びに製造販売賃貸業
15. コンピューター及びその関連機器による情報処理事業
16. コンピューターシステム、コンピューターソフト開発の技術者の派遣
17. コンピューターシステムコンサルタント育成事業
18. コンピューターシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
19. インターネットの接続代行並びにWEB広告業務
20. 広告宣伝の企画、製作並びに広告代理店業務
21. 屋外広告看板、ディスプレイ及び美術看板の企画設計並びに施工
22. ネオン看板、電飾看板及び各種電子装置の企画設計並びに施工
23. 各種マ・ケティング業務
24. 給与計算代行業務
25. 不動産の売買、賃貸借、及びその仲介、管理並びに不動産の売買、賃貸借の代理
26. 意匠建築の設計、監理、施工
27. 建築請負業
28. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
29. 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
30. 損害保険代理業
31. 生命保険の募集に関する業務
32. 食料品、インテリア用品、家具、日用雑貨、服飾雑貨、アパレル製品、装飾用雑貨等の輸入及び販売
33. 貸金業務及び貸金の媒介業務
34. 時計、カメラ、書籍、文具の販売
35. 有価証券への投資

36. POSレジの機器、システムの無店舗販売及びレンタル事業
37. アプリケーション・サービス・プロバイダー事業
38. 書籍及びその他記録メディアの出版、発行及び販売
39. ホテル、旅館等宿泊施設、浴場等の入浴施設の経営
40. 旅行斡旋業務
41. 自動車及び自動二輪車の販売、リース及び修理に関する業務
42. 農園の経営及び農産物の加工販売
43. 結婚式、披露宴、その他イベントの総合演出及び企画
44. 結婚式場の斡旋及び結婚相談所、貸衣装店の経営
45. 司会者・ナレーター・レポーター・アナウンサー・演奏家の斡旋及び育成業
46. エステティックサロンの経営
47. プティックの経営
48. 葬儀の総合演出及び企画
49. 国内及び海外における英語、英会話教室並びに英語研修所の運営、その他外国語の指導及び日本語教師養成所の開設及び運営
50. 英語その他外国語の翻訳、通訳業務の受託並びに各種国際会議、催事の企画、運営と情報サービス業
51. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
52. 電気通信設備及びこれに付帯する設備工事の請負
53. 電気通信設備及びこれに付帯する設備の開発及び保守の受託、販売並びに賃貸
54. 電気通信設備及びこれに付帯する装置またはソフトウェアの開発、保守及び販売並びに賃貸
55. 電気通信設備にかかる建築の設計、工事監理に関する業務
56. 電気通信設備にかかる製版業、印刷業、製本業及び出版物の販売
57. 電子情報伝達機器の製作・販売並びに通信機器の開発・システム設計販売
58. 情報記録磁気カードシステムに関する企画開発・製作販売並びにカードシステム機器の販売
59. 家庭用電気機械器具・電子機器用部品及び通信機械器具の開発及び製造
60. 家庭用電気製品・工業用電気製品・電子機器用部品及び電気通信機器の販売・リース及びレンタル
61. 事務用機器・商業用設備・自動車・空調または住宅関連機器及び家具の販売・リース及びレンタル
62. 居宅サービス事業
63. 介護予防サービス事業
64. 通所介護事業
65. 居宅介護支援事業
66. 介護福祉用品の販売、貸与
67. 衣料、介護福祉用品の販売、貸与
68. 医療、介護、保健衛生に関するコンサルティング業務
69. 医療、健康管理、介護業務にかかるシステムまたはソフトウェアの開発、販売、貸与
70. 債務保証業務
71. 旅行業
72. 上記各号に附帯又は関連する一切の業務その他前記各号の目的を達成するために必要な事業

イ 事業の内容

コンサルティング事業(店舗運営の改善指導業務及びミステリーショッピング事業)、事務間接業務アウトソーシング事業(グループ各社の人事財務経理企画業務の受託事業)、海外留学事業、不動産賃貸業、知的財産に関する事業、グループ会社の債務保証、商品卸売業

【資本金の額及び発行済株式の総数】

資本金の額	発行済株式の総数
5,254,010,313円	44,780,250株

【大株主】

平成25年2月18日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数 の割合(%)
株式会社クックイノベーション	兵庫県加古郡稲美町中一色876番地 1	30,531,250	68.18
株式会社フーディーズ	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	7,263,900	16.22
パインクレスト・アセット・マネ ジメント合同会社	東京都港区南麻布3丁目19-23	2,658,707	5.93
自分未来アソシエ株式会社	東京都中央区銀座1丁目15-2	2,318,860	5.17
株式会社コムネットバンク	東京都港区南麻布5丁目15-14	647,620	1.44
稲吉 正樹	愛知県蒲郡市	343,913	0.76
株式会社NEXT MODEL	東京都品川区東品川2丁目2-4	244,000	0.54
アサヒピール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	150,000	0.33
稲吉美智子	愛知県蒲郡市	49,000	0.10
高橋 仁志	三重県松阪市	43,000	0.09
計		44,250,250	98.76

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年2月18日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	杉本英雄	昭和37年4月19日	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社イン タープライズ・コンサルティング)入社 平成元年4月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成7年8月 同社取締役 平成8年8月 同社常務取締役 平成16年6月 同社取締役常務執行役 平成16年7月 当社取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成19年5月 株式会社焼肉屋さかい(現 株式会社さかい)顧問 平成19年6月 株式会社焼肉屋さかい(現 株式会社さかい)代表 取締役会長 平成20年2月 株式会社ジー・エデュケーション(現 自分未来ア ソシエ株式会社)代表取締役社長 平成20年4月 株式会社ジー・フード代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役社長 平成21年6月 株式会社焼肉屋さかい(現 株式会社さかい)取締 役 平成23年3月 当社取締役 平成23年3月 株式会社さかい代表取締役社長(現任) 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年6月 株式会社ジー・テイスト取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役	グループ 管理本部 長	稲角好宣	昭和38年2月7日	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・エー(現 株式会社イン タープライズ・コンサルティング)入社 平成15年9月 株式会社リンク・プロモーション(現 株式会社 カーリンク)監査役兼務 平成17年11月 当社入社 平成17年12月 当社取締役 平成18年8月 当社常務取締役 平成19年3月 株式会社グローバルアクト監査役 平成19年6月 株式会社焼肉屋さかい(現 株式会社さかい)監査 役 平成19年6月 当社専務取締役 平成21年6月 株式会社ジー・ネットワークス取締役 平成23年3月 当社取締役(現任) 平成24年6月 株式会社ジー・テイスト取締役(現任) 平成24年6月 株式会社ジー・ネットワークス取締役(現任)	
取締役	財務本部 長 海外統括 本部長	山本大介	昭和43年4月1日	平成2年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入社 平成18年5月 当社執行役員 平成19年6月 株式会社グローバルアクト常務取締役 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 株式会社ジー・ネットワークス監査役(現任) 平成21年6月 株式会社ジー・テイスト取締役 平成22年6月 当社常務取締役 平成23年3月 当社取締役(現任) 平成23年3月 ビー・サプライ株式会社監査役(現任)	
取締役	グループ 統括副本 部長	川上一郎	昭和40年9月11日	平成2年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 平成14年4月 当社入社 平成16年6月 株式会社ジーコム東日本代表取締役 平成17年6月 当社東京支社長 平成17年8月 株式会社ジー・テイスト管理本部長 平成17年9月 同社取締役 平成19年5月 同社常務取締役 平成22年6月 フードインクルーヴ株式会社取締役 平成23年2月 株式会社ギンガシステムソリューション取締役 (現任) 平成23年6月 株式会社さかい取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 株式会社ジー・ネットワークス取締役(現任) 平成23年7月 ビー・サプライ株式会社取締役(現任) 平成23年7月 株式会社ジー・テイスト取締役副社長(現任) 平成24年4月 当社取締役(現任)	
取締役	バリュー アップ戦 略本部長	浜野幸也	昭和45年11月17日	平成5年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年10月 株式会社新銀行東京入行 平成18年8月 店舗サポートシステム株式会社(現 店舗流通ネッ ト株式会社)入社 平成20年10月 ビービーネット株式会社(現 クレスト・インベ ストメント株式会社)取締役 平成21年1月 株式会社ビズモブラッツ代表取締役 平成21年4月 株式会社コムネットバンク代表取締役 平成21年12月 当社取締役 平成23年3月 当社代表取締役社長 平成23年6月 株式会社さかい取締役 平成24年4月 当社取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役		久保田恭章	昭和50年5月22日	平成11年4月 株式会社中央住宅入社 平成12年1月 京松住地株式会社入社 平成12年7月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 平成13年5月 フューチャークリエイイト株式会社(現 店舗流通ネット株式会社)入社 平成15年4月 株式会社ボクサール(現 店舗流通ネット株式会社)代表取締役 平成16年2月 店舗流通ネット株式会社取締役 平成17年6月 株式会社フーデーズ代表取締役 平成19年6月 株式会社フーデーズ取締役副社長 平成19年10月 株式会社フーデーズ代表取締役 平成21年12月 当社代表取締役副社長 平成23年1月 当社取締役(現任)	
取締役		小林裕	昭和46年1月11日	平成12年7月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成20年11月 株式会社リンク・ソリューション非常勤取締役(現任) 平成21年12月 当社取締役(現任) 平成22年3月 ベンチャー・リンク信用保証株式会社(現 株式会社VLコンサルティンググループ)非常勤取締役 平成23年3月 株式会社C&I Holdings取締役 平成24年10月 株式会社FCエデュケーション入社 経営企画室長(現任)	
取締役		平田陽一	昭和52年8月13日	平成12年4月 株式会社ニッシン(現 NISグループ株式会社)入社 平成19年5月 NISグループ株式会社事業開発部長兼投資銀行部長 平成20年4月 NISグループ株式会社執行役員事業開発部長兼投資銀行部長 平成20年12月 エヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社代表取締役(現任) 平成21年4月 NISグループ株式会社執行役員投資銀行部長 平成22年6月 NISグループ株式会社取締役兼執行役員投資銀行部長 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成24年8月 パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社投資銀行部長(現任)	
常勤監査役		佐藤加代子	昭和26年4月10日	昭和45年9月 日本電信電話公社入社 昭和53年1月 仁木島商事株式会社入社 昭和60年6月 株式会社エッチ・エヌ・エー・システム入社 平成3年4月 株式会社サンウェイ入社 平成17年5月 株式会社ダイニング企画常勤監査役 平成19年3月 株式会社グローバルアクト監査役 平成21年6月 株式会社ジー・テイスト監査役(現任) 平成21年6月 株式会社さかい監査役(現任) 平成21年6月 株式会社ジー・ネットワークス監査役(現任) 平成22年5月 フードインクルーヴ株式会社監査役 平成23年6月 当社監査役(現任)	
監査役		谷川龍雄	昭和53年11月22日	平成13年4月 株式会社ニッシン(現 NISグループ株式会社)入社 平成22年6月 NISグループ株式会社経営管理部長 平成22年7月 エヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社取締役 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成23年6月 NISグループ株式会社取締役兼執行役員経営管理部長 平成24年8月 パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社経営管理部長(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
監査役		島田修	昭和33年6月13日	昭和56年4月 山中勲税理士事務所入所 昭和56年6月 坂口茂公認会計士事務所入所 昭和59年11月 浦山観道税理士事務所入所(平成3年3月退所) 平成3年4月 有限会社ギミック取締役(現任) 平成7年3月 島田修税理士事務所開業 平成17年8月 当社監査役(平成17年11月退任) 平成18年7月 株式会社リリーフ代表取締役(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	
計					

(2)【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第15事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の計算書類について、当社の会計監査人であるなぎさ監査法人により監査を受けておりますが、本書に記載する当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

区分	第15期事業年度 (平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	638	
売掛金	35	
商品	18	
前払費用	10	
未収入金	88	
関係会社短期貸付金	0	
1年内回収予定の長期貸付金	7	
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	4	
未収還付法人税等	24	
その他	4	
貸倒引当金	2	
流動資産合計	830	16.9

区分	第15期事業年度 (平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)
固定資産		
有形固定資産		
建物	129	
減価償却累計額	35	
建物(純額)	94	
構築物	1	
減価償却累計額	1	
構築物(純額)	-	
車両運搬具	5	
減価償却累計額	5	
車両運搬具(純額)	0	
工具、器具及び備品	18	
減価償却累計額	16	
工具、器具及び備品(純額)	1	
土地	242	
有形固定資産合計	338	6.8
無形固定資産		
商標権	57	
ソフトウェア	2	
無形固定資産合計	59	1.2

区分	第15期事業年度 (平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)
投資その他の資産		
投資有価証券	7	
関係会社株式	4,533	
出資金	0	
長期貸付金	17	
関係会社長期貸付金	170	
破産更生債権等	264	
長期前払費用	19	
建設協力金	73	
敷金及び保証金	66	
その他	0	
投資損失引当金	1,153	
貸倒引当金	271	
投資その他の資産合計	3,729	75.1
固定資産合計	4,127	83.1
資産合計	4,963	100.0

区分	第15期事業年度 (平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金	1,094	
関係会社短期借入金	239	
1年内返済予定の長期借入金	387	
1年内償還予定の社債	46	
未払金	97	
未払費用	7	
未払法人税等	14	
前受金	63	
賞与引当金	3	
訴訟損失引当金	25	
その他	11	
流動負債合計	1,991	40.1
固定負債		
長期借入金	82	
関係会社損失引当金	780	
長期預り敷金保証金	106	
デリバティブ債務	55	
その他	8	
固定負債合計	1,033	20.8
負債合計	3,025	61.0

区分	第15期事業年度 (平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金	3,754	75.6
2 資本剰余金		
資本準備金	3,578	
その他資本剰余金	1,043	
資本剰余金合計	4,621	93.1
3 利益剰余金		
利益準備金	16	
その他利益剰余金		
別途積立金	1	
繰越利益剰余金	6,451	
利益剰余金合計	6,432	129.6
4 自己株式	4	0.1
株主資本合計	1,938	39.1
純資産合計	1,938	39.1
負債純資産合計	4,963	100.0

【損益計算書】

区分	第15期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		
商品売上高	41	
パテント収入	166	
不動産賃貸収入	107	
受取配当金	20	
その他の売上高	286	
売上高合計	621	100.0
売上原価		
商品期首たな卸高	24	
当期商品仕入高	-	
合計	24	
商品期末たな卸高	18	
商品売上原価	6	
不動産賃貸原価	84	
その他の原価	107	
売上原価合計	199	32.0
売上総利益	422	68.0
販売費及び一般管理費	321	51.7
営業利益	100	16.2
営業外収益		
受取利息	16	
デリバティブ評価益	22	
その他	14	
営業外収益合計	53	8.7

区分	第15期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外費用		
支払利息	69	
社債利息	1	
貸倒引当金繰入額	7	
その他	17	
営業外費用合計	95	15.3
経常利益	59	9.6
特別利益		
固定資産売却益	7	
関係会社損失引当金戻入益	26	
債務免除益	100	
求償債権譲受益	50	
特別利益合計	184	29.7
特別損失		
固定資産売却損	52	
固定資産除却損	1	
減損損失	28	
事業撤退損失	11	
賃貸契約解約損	9	
関係会社株式評価損	3	
投資損失引当金繰入額	10	
関係会社損失引当金繰入額	135	
訴訟損失引当金繰入額	25	
その他特別損失	24	
特別損失合計	303	48.8
税引前当期純損失()	59	9.5
法人税、住民税及び事業税	55	8.9
当期純損失()	3	0.6

【株主資本等変動計算書】

第15期事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	
平成23年4月1日残高 (百万円)	3,754	3,578	1,043	4,621	16	1	6,447	6,428
事業年度中の変動額								
当期純損失()	-	-	-	-	-	-	3	3
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額 合計(百万円)	-	-	-	-	-	-	3	3
平成24年3月31日残高 (百万円)	3,754	3,578	1,043	4,621	16	1	6,451	6,432

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
平成23年4月1日残高(百 万円)	4	1,942	1,942
事業年度中の変動額			
当期純損失()	-	3	3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純 額)	-	-	-
事業年度中の変動額合 計(百万円)	-	3	3
平成24年3月31日残高 (百万円)	4	1,938	1,938

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

	所有する株券等の数	平成25年2月18日現在	
		令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	330,020(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	330,020	-	-
所有株券等の合計数	330,020	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注1) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数420個を含めています。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,549株(対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式の総数74,364,376株の0.00%(小数点以下第三位を四捨五入)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0としております。なお、対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数は1,499株ですが、対象者によれば、その後平成25年2月18日までに、単元未満株式の買取請求により上記のとおり増加しているとのことです。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	平成25年2月18日現在	
		令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	329,600(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	329,600	-	-
所有株券等の合計数	329,600	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	平成25年2月18日現在	
		令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	420(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	420	-	-
所有株券等の合計数	420	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注1) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数420個を含めています。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,549株(対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式の総数74,364,376株の0.00%(小数点以下第三位を四捨五入)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0としております。なお、対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数は1,499株ですが、対象者によれば、その後平成25年2月18日までに、単元未満株式の買取請求により上記のとおり増加しているとのことです。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

平成25年2月18日現在

氏名又は名称	株式会社ジー・テイスト
住所又は所在地	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号
職業又は事業の内容	寿司事業、居酒屋等事業、教育事業、その他事業
連絡先	連絡者 取締役副社長 川上一郎 連絡場所 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号 株式会社ジー・テイスト 経営企画本部 電話番号 022 - 762 - 8540
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

氏名又は名称	稲吉史泰
住所又は所在地	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号(株式会社ジー・テイスト所在地)
職業又は事業の内容	対象者代表取締役、株式会社クックイノベーションの取締役、株式会社クックイノベーション役員持株会の業務執行者
連絡先	連絡者 取締役副社長 川上一郎 連絡場所 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号 株式会社ジー・テイスト 経営企画本部 電話番号 022 - 762 - 8540
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員、公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員、公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

氏名又は名称	川上一郎
住所又は所在地	名古屋市北区萩野通一丁目8番地1(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者、対象者、株式会社ジー・ネットワークス、株式会社さかい、株式会社ジー・フード、ビー・サプライ株式会社、株式会社ギンガシステムソリューション、株式会社ノーウェア、GEOS Consulting Company Ltd. (Taiwan)、GEOS Language Centre Hong Kong Ltd.、GCOM KOREA Co.,Ltd、GEOS Language Centre (Thailand) Co.,Ltd.及びGEOS Language Centre Pte Ltd.(Singapore)の各取締役
連絡先	連絡者 取締役グループ管理本部長 稲角 好宣 連絡場所 名古屋市北区萩野通一丁目8番地1 電話番号 052 - 912 - 0885
公開買付者との関係	公開買付者の役員、公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	扇 正信
住所又は所在地	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号(株式会社ジー・テイスト所在地)
職業又は事業の内容	対象者取締役、株式会社ビー・サプライ取締役
連絡先	連絡者 取締役副社長 川上一郎 連絡場所 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号 株式会社ジー・テイスト 経営企画本部 電話番号 022 - 762 - 8540
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

氏名又は名称	星 晴夫
住所又は所在地	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号(株式会社ジー・テイスト所在地)
職業又は事業の内容	対象者監査役
連絡先	連絡者 取締役副社長 川上一郎 連絡場所 仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号 株式会社ジー・テイスト 経営企画本部 電話番号 022 - 762 - 8540
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社ジー・テスト

(平成25年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式1,549株(対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式の総数74,364,376株の0.00%(小数点以下第三位四捨五入)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、所有する株券等の数は0としております。なお、対象者が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式数は1,499株ですが、対象者によれば、その後平成25年2月18日までに、単元未満株式の買取請求により上記のとおり増加しているとのことです。

稲吉史泰

(平成25年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	150(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	150	-	-
所有株券等の合計数	150	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注) 特別関係者である稲吉史泰は小規模所有者に該当しますので、稲吉史泰の所有する株券等の数は、上記「第1 公開買付要領」、「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株権等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在(個)(g))」には含まれておりません。

川上一郎

(平成25年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	90(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	90	-	-
所有株券等の合計数	90	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注) 特別関係者である川上一郎は小規模所有者に該当しますので、川上一郎の所有する株券等の数は、上記「第1 公開買付要領」、「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株権等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在(個)(g))」には含まれておりません。

扇 正信

(平成25年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	120(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	120	-	-
所有株券等の合計数	120	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注) 特別関係者である扇正信は小規模所有者に該当しますので扇正信の所有する株券等の数は、上記「第1 公開買付要領」、「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株権等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在(個)(g))」には含まれておりません。

星 晴夫

(平成25年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項 第2号に該当する 株券等の数	令第7条第1項 第3号に該当する 株券等の数
株 券	60(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合 計	60	-	-
所有株券等の合計数	60	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	(-)	(-)

(注) 特別関係者である星晴夫は小規模所有者に該当しますので、星晴夫の所有する株券等の数は、上記「第1 公開買付要領」、「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株権等に係る議決権の数(平成25年2月18日現在(個)(g))」には含まれておりません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1)対象者との取引

公開買付者は、対象者の銀行借入等に対して債務保証及び担保提供を行っております。公開買付者は、対象者の発行した第1回、第2回、第4回及び第5回転換社債型新株予約権付社債を引き受けておりましたが、それぞれにつき、新株予約権の権利行使をし、新株の発行を受けております。

(2)役員との取引

公開買付者は、対象者に対して、公開買付者の代表取締役である杉本英雄氏並びに取締役である川上一郎氏及び稲角好宣氏の3名を取締役として、公開買付者の監査役である佐藤加代子氏の1名を監査役として派遣しております。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1)公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

対象者によれば、対象者取締役会は本公開買付けに関して対象者の意見を表明するにあたり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について慎重に協議及び検討を行った結果、平成25年2月15日付で、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、対象者株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、本公開買付けについて中立の立場をとること、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格31円については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち公開買付者の代表取締役を兼任している杉本英雄氏並びに取締役を兼任している川上一郎氏及び稲角好宣氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。

また、対象者によれば、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名)は、いずれも対象者の取締役会が「本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者の監査役のうち、公開買付者の監査役を兼務している佐藤加代子氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者及び公開買付者の概要

対象者は、昭和34年11月に設立された、仙台平祿、とりあえず吾平を中心とする多業態の直営及びFC展開事業等を営む会社であり、公開買付者はその発行済株式総数の44.32%を所有する、対象者の親会社です。

一方、公開買付者は、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、公開買付者グループは、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んで参りました。

公開買付者グループにおけるスポンサー選定手続の概要

ア スポンサー選定の経緯

平成24年8月31日、公開買付者の発行済株式の約51%を所有し公開買付者の親会社であった株式会社フーディーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加え、その他の公開買付者の主要な株主のうち、発行済株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&I Holdingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、公開買付者の株式の処分如何によって、議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。さらに、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼しており、金融債権者においても、公開買付者の株主関係の整理・安定の実現が最大の関心事となっております。

以上の経緯から、公開買付者の株式については、早急にその処理を行う必要があり、またスポンサーが公開買付者の株式の全てを取得して、新たに公開買付者グループの事業経営の主体となり、かつ、公開買付者グループの金融負債についても、早期に整理・正常化が可能であることが必要となっております。

そこで公開買付者は、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、公開買付者グループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、神戸物産を含む11社が応札致しました。公開買付者は、各社からの提案内容、特に公開買付者の既存株主からの株式取得価格(その評価の適切性を含む。)、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性(資金調達の実現性を含む。)を総合的に検討した結果、神戸物産が提示した公開買付者の既存株主からの株式取得価格の優位性・妥当性・資金調達可能性、公開買付者株式の100%取得に関するスキームの適切性・実現可能性に加え、同社の提示した支援のパッケージは、公開買付者グループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることを神戸物産が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社と公開買付者グループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、神戸物産が公開買付者グループのスポンサーとして最もふさわしく、神戸物産の支援のもとで、公開買付者グループにおける事業の抜本的改革を実行し、また公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、公開買付者グループの事業を推進していくことが、公開買付者グループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。

そこで、公開買付者は、平成25年2月15日、神戸物産との間で、後記イ記載の内容を含む本スポンサー契約を締結致しました。

イ 本スポンサー契約の概要

本スポンサー契約の概要は、以下のとおりです。

- (ア) 公開買付者がその株主関係の整理・安定化を図ること並びに公開買付者グループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図ることを、神戸物産が支援すること
- (イ) 上記(ア)の支援の一貫として、クックイノベンチャーに対し、公開買付者が発行済株式総数に対する所有割合にして68.18%(小数点以下第三位四捨五入)に当たる普通株式を発行し、その後に行われるクックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする現金対価株式交換を通じて、公開買付者がクックイノベンチャーの100%子会社となること
- (ウ) 上記(イ)の公開買付者100%子会社化手続の実施に当たり、法令等により必要とされる場合には、公開買付者は、その上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株券等に対する公開買付けを行うよう努めることの確認
- (エ) 公開買付者グループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化し、またスポンサーである神戸物産との関係を強化する観点から、公開買付者が、対象者、さかい及びジー・ネットワークスをして神戸物産に対する新株予約権付社債を発行させること

ウ 本スポンサー契約に基づく公開買付者並びに公開買付者の上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスによる本件取引の実施

本スポンサー契約の内容を踏まえ、公開買付者並びに上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスは、以下の手続を実施し又は実施する予定です。

(ア) 公開買付者による普通株式の発行

公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年1月31日付で、以下に記載の内容で、公開買付者の普通株式30,531,250株を発行する第三者割当の実施を決定致しました。

発行新株式数	: 30,531,250株
払込金額の総額	: 30億625円(1株につき98.26円)
払込期間	: 平成25年2月15日から同月28日

クックイノベンチャーから同年2月14日付で申込みが実施されたことを受け、公開買付者は同月14日付で、クックイノベンチャーに対し、割当ての通知を行いました。クックイノベンチャーから同月15日付で払込みが実施されたことから、公開買付者は、クックイノベンチャーに対して同日付で普通株式30,531,250株を発行致しました。これにより、クックイノベンチャーは公開買付者の普通株式30,531,250株(公開買付者の発行済株式総数44,780,250株に対する所有割合にして68.18%(小数点以下第三位四捨五入))を所有する、公開買付者の親会社となりました。

(イ) 現金対価株式交換

また、同じく公開買付者100%子会社化手続の一貫として、公開買付者は、平成25年2月15日付で、平成25年3月19日を効力発生日とし、クックイノベンチャーを株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施することとし、クックイノベンチャーとの間で本株式交換契約を締結致しました。なお、本株式交換の対価については、普通株式100株につき、金9,826円の割合をもって金銭(1円未満の端数切り捨て)を交付します。本株式交換の効力が生じると、公開買付者はクックイノベンチャーの100%子会社となります。

(ウ) 公開買付者による対象者、さかい及びジー・ネットワークスに対する公開買付けの実施

公開買付者は、前記3「買付け等の目的」(2) 記載のとおり、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株券等に対する公開買付けを行うことを決定致しました。各公開買付けの詳細については前記3「買付け等の目的」(2) 及び(7)をご参照下さい。

(エ) 対象者及び上場子会社2社による新株予約権付社債の発行

さらに、前記イ(エ)に記載のとおり、神戸物産による公開買付者グループ支援の一貫として、公開買付者の上場子会社である対象者、さかい及びジー・ネットワークスは、本スポンサー契約に基づき、平成25年2月15日付で、神戸物産に対してそれぞれの新株予約権付社債を発行する第三者割当の実行を決定し、それぞれ同日付で有価証券届出書を提出致しました。当該新株予約権付社債の発行の詳細については、当該各有価証券届出書並びに対象者、さかい及びジー・ネットワークスがそれぞれ平成25年2月15日付で開示している「第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

対象者の当該第三者割当による当該新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は34,285,713株であり、対象者第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数74,364,376株に対して最大で46.11%(小数点以下第三位四捨五入)の希薄化が生じる可能性があります。

本公開買付けの実施

ア 本公開買付けを実施する理由

以上のとおり、神戸物産及び公開買付者は、本スポンサー契約において、公開買付者100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者株式の100%を取得することで合意致しましたが、他方で、前記のとおり、公開買付者は上場会社である対象者の発行済株式の44.32%を所有するいわゆる持株親会社(ホールディングカンパニー)であることから、公開買付者100%子会社化手続により、クックイノベンチャーが公開買付者の株式の過半数を取得することとなる場合には、実質的には対象者の「株券等の買付け等」を行っているものと同視される余地もあるものと考えられます。

そこで、公開買付者は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続と併せて、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するため、公開買付者から対象者に対する買付予定数の上限を定めず本公開買付けを実施することと致しました。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数に下限も設定しません。したがって、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

イ 本公開買付けにおける買付け等の価格

(ア) 普通株式の買付け等の価格

本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格は、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、公開買付者100%子会社化手続における公開買付者株式の評価に際して、公開買付者が保有する対象者株式1株当たりの評価額とされた金額と同額以上の価額としております。

すなわち、前記のクックイノベンチャーによる公開買付者の普通株式1株当たりの引受価額(1株当たり98.26円)は、神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。また、本株式交換における、公開買付者の既存株主が保有する普通株式1株に対して交付する対価の額(普通株式100株につき金9,826円)は、公開買付者株式1株当たり評価額と同額としております。なお、公開買付者は、買付け等の価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

神戸物産によれば、公開買付者株式1株当たり評価額は、平成24年9月30日時点の公開買付者の資産及び負債の簿価を基準とし、主に次の加減算要素に基づく一定の調整を加えた上で、算定された純資産額を同日時点の発行済株式総数(公開買付者の自己株式の数を除く。)で除して算出しているとのことです。すなわち、神戸物産によれば、固定資産については換価可能性等を踏まえた減額を行い、公開買付者が保有する非上場の関係会社株式については各社の簿価純資産額を基準に評価を修正し、公開買付者が保有する対象者株式については1株当たり約30.6円(小数点以下第二位四捨五入)、さかいの株式については1株当たり約61.9円(小数点以下第二位四捨五入)、ジー・ネットワークスの株式については1株当たり約61.4円(小数点以下第二位四捨五入)と評価しているとのことです。

神戸物産によれば、対象者、さかい及びジー・ネットワークスの株式の評価については、原則として各社の株式の市場価格をその評価の基準とした上で、公開買付者が保有する各株式数の各社発行済株式総数に対する比率の高さ及び市場需給とのバランスを踏まえると、上場株式である対象者、ジー・ネットワークス及びさかいの株式については、その処分方法が限定され、また必要となる手続コストや売却機会コストを考慮する必要があること、前記のとおり、公開買付者及び公開買付者の子会社のうちの数社において、現在、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状態にあること及び公開買付者が上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債について保証を行っていることも踏まえると、公開買付者及び上場子会社3社を含む公開買付者の子会社の金融負債全体の一体的な整理・正常化を行う必要があり、それに伴い、処分の時期が限定され、早期処理の必要性があること等の事情を総合的に考慮し、平成24年7月1日から平成24年9月30日までの、JASDAQ市場又は東証市場第二部における各社株式の終値単純平均の85%として算定したとのことです。

以上を踏まえ、普通株式の買付け等の価格は1株当たり31円と致しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本公開買付けを決議した公開買付者の取締役会開催日の前営業日である平成25年2月14日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値41円に対して24.39%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去1ヶ月の普通取引終値の単純平均値43円(小数点以下四捨五入)に対して27.91%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去3ヶ月の普通取引終値の単純平均値39円(小数点以下四捨五入)に対して20.51%(小数点以下第三位四捨五入)、平成25年2月14日までの過去6ヶ月の普通取引終値の単純平均値36円(小数点以下四捨五入)に対して13.89%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。

また、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月15日の対象者株式のJASDAQ市場における普通取引終値40円に対して22.50%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをした金額となります。

(イ) 本新株予約権の買付け等の価格

本新株予約権については、対象者の使用人に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、対象者を退職したときに限り権利行使できるとの条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡(本公開買付けにおける売付けを含みます。)するには、対象者取締役会の承認を要するものとされており、当該条件及び当該譲渡制限により公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使用することができないと解されることから、本新株予約権の買付け等の価格は1個当たり1円と致しました。

(ウ) 本新株予約権付社債の買付け等の価格

本新株予約権付社債は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格31円を基準に、普通株式に換算した価格が普通株式の買付け等の価格と同価格になるように、本公開買付けにおける買付け等の価格31円に、額面金額である15,000,000円を、本新株予約権付社債の転換価額である105.7円で除して算出される数値(141911(小数点以下切り捨て))を乗じた金額である4,399,241円(小数点以下切り捨て)を、本新株予約権付社債1個当たりの買付け等の価格と致しました。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後の経営方針については、本公開買付け及び公開買付者100%子会社化手続の完了後において、神戸物産とも協議の上、公開買付者グループの再編等も視野に入れた公開買付者グループ事業の抜本的改革を実行し、また、公開買付者グループ各社の既存借入れのリファイナンスを含めた金融負債の早期の整理・正常化を図ることも想定しております。但し、当該方針は、公開買付者100%子会社化手続完了後のビジネス環境、各子会社の意向等の種々の要素を慎重に見極めた上で決定する必要があり、現時点で確定している事実はありません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置

対象者は、対象者が公開買付者の子会社であることに鑑み、本公開買付けにおける買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下及び のような措置を実施しているとのことです。また、公開買付者及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、 に記載のとおり、他の買付者からの買付機会を確保するための措置を講じております。

対象者における独立した社外役員による少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者によれば、対象者は、平成25年2月2日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係のない対象者の社外監査役であり、大証に独立役員として届出をしている小松正美氏に対し、(a)本公開買付けの目的が公正なものといえるか、(b)本公開買付けの諸条件の公正性は確保されているか、(c)本公開買付けについて、対象者の取締役会が本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねることを決議することは妥当か、(d)本公開買付けについて中立の立場をとることを含む当該決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問したとのことです。

対象者によれば、小松氏は、前記諮問事項について、本公開買付けの目的(公開買付者が本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、その他の本公開買付けの諸条件、本公開買付けを含む本件取引により見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等、その他本公開買付けの背景等について説明を受けるとともに、本公開買付けに対して対象者取締役会の行う意見表明等に関する決議について検討を行ったとのことです。

対象者によれば、小松氏は、本件諮問事項について慎重に検討した結果、平成25年2月14日に、対象者に対し、(a)本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的は公正である、(b)本公開買付けに係る手続は公正であり、本公開買付けのその他の諸条件は公正である、もっとも(c)本公開買付けにおける買付け等の価格については、前記のとおり、対象者株式については平成25年2月14日のJASDAQ市場における対象者株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値のいずれに対しても大幅にディスカウントを行った金額となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、対象者として本公開買付けについて中立の立場をとるべきである、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保すべきであり、本公開買付けに対する応募は株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねるべきである、(d)対象者のプレスリリースを含む本公開買付けに関する各開示書類において、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであること並びに本公開買付けを含む本件取引の全体像を明らかにすることにより、少数株主の利益に配慮しようとしていること等、本公開買付け及び本公開買付けに対する対象者取締役会の行う意見表明等においては、公正な手続・開示を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていることも踏まえると、本公開買付けについて中立の立場をとることを含む前記決議をすることは少数株主にとって不利益なものではなく、当該決議に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるとする意見書を提出したとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者取締役会は本公開買付けに関して対象者の意見を表明するに当たり、本公開買付けの目的(本公開買付けを実施する理由)、手続、買付け等の価格、本公開買付けに関するその他の諸条件について、慎重に協議及び検討を行った結果、平成25年2月15日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役6名中、出席取締役3名)の全員一致により、本公開買付けは、公開買付者のスポンサー選定及びこれに伴う公開買付者の株式の異動に際して、公開買付規制の趣旨及び金融庁Q&Aに鑑み、対象者の株主の皆様に対して、本対象者株式1株当たり評価額と同額以上の価額にて、その所有する株券等を売却する機会を提供するために行われるものであって、その目的並びに手続及び本公開買付けのその他の諸条件は公正であるものの、本公開買付けにおける買付け等の価格は、対象者株式については本公開買付けに関する決定前の市場価格からは大幅にディスカウントした価格となること、本新株予約権については買付け等の価格を1円としていること、本新株予約権付社債については額面金額から大幅にディスカウントした価格となることから、対象者として本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、この点に加え、本公開買付けにおける買付け等の価格については、公開買付者グループのスポンサーとなる神戸物産による評価を踏まえ、同社及び公開買付者の既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、対象者において本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、対象者の取締役のうち公開買付者の代表取締役を兼任している杉本英雄氏並びに取締役を兼任している川上一郎氏及び稲角好宣氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。

対象者によれば、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役2名)は、いずれも対象者の取締役会が「本公開買付けについて中立の立場をとること、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主、新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様の判断に委ねる」旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、対象者の監査役のうち、公開買付者の監査役を兼務している佐藤加代子氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、当該取締役会の審議に参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者と対象者は、対抗買付者が出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っていません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 JASDAQスタンダード							
	月別	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月
最高株価(円)		37	37	35	36	39	45	44
最低株価(円)		34	32	32	33	34	38	40

(注)平成25年2月については、2月15日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未 満株式の 状況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年7月29日に東北財務局長に提出

事業年度 第53期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月28日に東北財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第54期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月14日に東北財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の第52期有価証券報告書及び第53期有価証券報告書の各訂正報告書)を、平成24年11月13日及び同年12月10日に東北財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ジー・テイスト
(仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

5 【その他】

(1) 平成25年3月期第3四半期決算短信

対象者は、平成25年2月14日に、「平成25年3月期 第3四半期決算短信」を公表しております。当該公表に基づく当該第3四半期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況 (百万円未満切り捨て)

決算年月	平成25年3月期(第54期) 第3四半期会計期間
売上高	11,683百万円
売上原価	4,078百万円
販売費及び一般管理費	7,047百万円
営業外収益	43百万円
営業外費用	65百万円
四半期純利益	344百万円

1株当たりの状況 (百万円未満切り捨て)

決算年月	平成25年3月期(第54期) 第3四半期会計期間
1株当たり四半期純利益	4.64円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	4.50円
1株当たり配当額	0.00円

(2)新株予約権付社債の発行

対象者は、平成25年2月15日開催の同社取締役会において、募集の概要を以下のとおりとする株式会社ジー・テイスト第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、株式会社ジー・テイスト第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び株式会社ジー・テイスト第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議したとのことです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

株式会社ジー・テイスト第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(1) 払込期日	平成25年3月18日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金10,000,000円(額面100円につき金98円) 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	11,428,571株
(5) 資金調達額	392,000,000円(差引手取概算額：389,206,667円)
(6) 行使価額(又は転換価額)	1株当たり35.0円。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。

<p>(8) その他</p>	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>(2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。</p> <p>(4) 株式会社ジー・テイスト第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「6回新株予約権付社債」といいます。)と、株式会社ジー・テイスト第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「第7回新株予約権付社債」といいます。)及び株式会社ジー・テイスト第8回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「第8回新株予約権付社債」といいます。)との差異は以下のとおりです。</p> <p>第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限は平成25年4月1日から平成32年3月18日までであるのに対して、第8回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限は平成26年3月18日から平成32年3月18日となっております。</p> <p>第8回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限の始期を、第6回新株予約権付社債及び第7回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限の始期よりも遅く設定することで、各社債に付された新株予約権の行使期限の始期が全て同一である場合よりも、各新株予約権の行使可能期間中に分散して実行されることが期待できるため、株式の希薄化の程度が穏やかとなり、その分、既存株主への影響が一定程度軽減されることが期待できます。</p> <p>対象者が平成25年2月15日付で公表した「第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」「6. 割当先の選定理由等 (3) 割当先の保有方針」記載の割当先の保有方針及び株式会社ジー・コミュニケーションと当社の連結関係の維持を含むジー・コミュニケーショングループ(同「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」)におけるのと同様の意味を有するものとする。)の一体性維持の観点に鑑み、第6回新株予約権付社債については、同プレスリリース中の「株式会社ジー・テイスト第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (8)その他 (2)」及び同「株式会社ジー・テイスト第8回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付) (8)その他 (2)」記載の新株予約権の行使の条件(以下「本件行使制限」といいます。)が付されていないのに対して、第7回新株予約権付社債及び第8回新株予約権付社債には本件行使制限が付されております。本件行使制限により、株式の希薄化の程度が一定程度軽減されることが期待できます。</p>
----------------	--

株式会社ジー・テイスト第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(1)	払込期日	平成25年3月18日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金10,000,000円(額面100円につき金98円) 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
(4)	当該発行による潜在株式数	11,428,571株
(5)	資金調達額	392,000,000円(差引手取概算額：389,206,667円)
(6)	行使価額 (又は転換価額)	1株あたり35.0円。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
(7)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
(8)	その他	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとします。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。</p> <p>(5) 前記「株式会社ジー・テイスト第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(8)その他(4)」をご参照下さい。</p>

株式会社ジー・テイスト第8回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(1)	払込期日	平成25年3月18日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金10,000,000円(額面100円につき金98円) 本新株予約権の発行代金の払込みは要しない。
(4)	当該発行による潜在株式数	11,428,571株
(5)	資金調達額	392,000,000円(差引手取概算額：389,206,667円)
(6)	行使価額 (又は転換価額)	1株あたり35.0円。なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
(7)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
(8)	その他	(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。 (2) 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないものとします。 (3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 (4) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。 (5) 前記「株式会社ジー・テイスト第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(8)その他(4)」をご参照下さい。

(3)親会社の異動

対象者は平成25年2月15日付で臨時報告書を東北財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は、以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 [提出理由]

当社において、親会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の各規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

1. 親会社の異動(親会社でなくなるもの)

(1)当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名 称： 株式会社フーディーズ

住 所： 東京都豊島区南池袋一丁目12番7号

代表者の氏名： 破産管財人 弁護士 橋田 洋一

資 本 金： 137,625,000円

事業の内容： 飲食店支援(平成24年8月31日破産手続開始決定)

(2)当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

議決権の数

異動前329,600個(間接保有)

異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前44.38%(間接保有)

異動後 - %

総株主の議決権に対する割合(小数第3位を四捨五入)は、当社が平成25年2月14日に提出した第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(74,364,376株)のうちの平成24年12月31日現在の単元株式数(74,269,500株)から、当社が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式(1,499株)のうちの平成24年12月31日現在の単元株式数(1,400株)を除いた株式数(74,268,100株)に係る議決権の数(742,681個)を分母として計算しております。

(3)当該異動の理由及びその年月

異動の理由

当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の株式会社ジー・コミュニケーション(以下「ジー・コミュニケーション」といいます。)は、本日付でクックイノベーションに対し、第三者割当増資による株式の発行を行いました。上記第三者割当増資により、これまで議決権割合にして50.99%に相当するジー・コミュニケーションの株式を所有し、当社の親会社(当社株式の間接保有)であった株式会社フーディーズは、同社の所有するジー・コミュニケーション株式に係る議決権割合が16.22%となりましたため、本日付で、当社の親会社(当社株式の間接保有)に該当しないこととなりました。

なお、ジー・コミュニケーションの議決権の所有割合は、100分の50以下でありましたが、当社の総役員数9名のうち、過半数の5名が同社の役員又は子会社の元従業員であること等により、同社が当社の意思決定機関を実質的に支配していると認められたため、親会社としておりました。

異動の年月日

平成25年2月15日

2. 親会社の異動(新たに親会社となる会社)

(1)当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称： 株式会社クックイノベンチャー

住所： 兵庫県加古郡稲美町中一色876番地1

代表者の氏名： 代表取締役 杉本 英雄

資本金： 5,500,000円

事業の内容： 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

(2)当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

議決権の数

異動前 - 個

異動後 329,600個(間接保有)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 44.38%(間接保有)

総株主の議決権に対する割合(小数第3位を四捨五入)は、当社が平成25年2月14日に提出した第54期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(74,364,376株)のうちの単元株式数(74,269,500株)から、当社が平成25年2月14日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式(1,499株)のうちの単元株式数(1,400株)を除いた株式数(74,268,100株)に係る議決権の数(742,681個)を分母として計算しております。

(3)当該異動の理由及びその年月

異動の理由

前記1.記載のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主のジー・コミュニケーションは、本日付でクックイノベンチャーに対し、第三者割当増資による株式の発行を行った結果、クックイノベンチャーは、議決権割合にして68.2%に相当するジー・コミュニケーションの株式を所有することとなりました。このため、クックイノベンチャーは、新たに当社の親会社(当社株式の間接保有)に該当することとなります。

なお、ジー・コミュニケーションの議決権の所有割合は、100分の50以下であります。当社の総役員数9名のうち、過半数の5名が同社の役員又は子会社の元従業員であること等により、同社が当社の意思決定機関を実質的に支配していると認められるため、親会社としております。

異動の年月日

平成25年2月15日